

論文

ヴィクトリア朝初期のキャリコ捺染業とデザイン著作権保護 ー世界市場との関連からー

松隈 達也

はじめに

1840年2月、マンチェスタのキャリコ捺染業者 E. ポターは急ぎロンドンへ向かっていた。庶民院の調査委員会で証言するためだった。同年初夏、ランカシャー・クリザロウ近郊プリムローズのキャリコ捺染業者 J. トムスンも保守党党首 R. ピール宛の書簡で「デザイン著作権の尊重、著作権の保護期間延長」を懇願した。¹ 両者とも「捺染業者に脅威を与え、イギリスの工業製品を醜悪なもの」に貶めている「悪名高い盗作行為」を厳しく非難した。²

ポターやトムスンがデザイン著作権の保護期間延長を訴えた1840年前後、イギリスの製造業界、美術界、議会など、あらゆる分野の人々は自国の工業デザインの芸術性や製品の品質に疑問を呈していた。意匠や模様など工業デザインが問題視された背景には産業革命による大量生産、世界市場への輸出、国内における消費社会の形成など、工業製品がより身近な日用品となり、人々の目に触れるようになった事情があった。量産のための技術革新が進めば進むほど、製品デザインの低俗化や芸術性の欠如を国家の弱点とする悲観的な意見が世論や政治家の間で高まったのである。³ とりわけ繊維製品に対する不満は強かった。例えば、1830年代には「イギリスの絹織物の模様はフランス製品の模倣・真似事ばかりで、独創性の高い国産デザインが創作されていない」との批判が、製造業者や庶民院議員の共通認識となっていた。⁴

その結果、議会はイギリス初となるデザイン学校の設立や、民衆を美術館へ動員するための奨励策、工業デザイン競技会の開催など、デザイン振興政策に着手した。⁵ これらの政策は、海外貿易の拡大や民衆の美術教育や道徳改良とともに展開された。1839年にはデザイン著作権法が改正され、絹織物や毛織物に捺染された意匠・模様は12ヶ月間の著作権保護が認められた。⁶ 著作権保護を認めることで、図案家やデザイナーの創作活動と権利を守り、質の高いデザイン生産を奨励することが狙いであった。工業デザインの質の向上は法律的側面からも保障されたのである。しかしながら、繊維製品を対象とした同改正法から木綿のキャリコ製品は除外されていた。結果的に、絹・毛織物の意匠は12ヶ月間の保護が与えられ、キャリコ製品は従来どおりの3ヶ月間の保護期間に留め置かれ、同じ模様染めでも、布の素材(綿・絹・羊毛)によって保護期間の格差が生じるようになった。当然、キャリコ捺染業者のなかから公正を求める声がわき起こった。現行法の3ヶ月間ではなく、12ヶ月間の保護をキャリコ製品にも適用するよう、法改正を訴えたのである。

改正法案は、1840年、庶民院に提出されたが、その審議は決して順調ではなかった。知的所有権・財産権を確かなものにしようとした議会のデザイン振興政策には、驚くことに「産業の首都」マンチェスタのキャリコ捺染業者から「デザイン著作権不要」との大きな反発の声が上がった。前述のポターやトムスンと相反し、相当数の捺染業者が権利保護と芸術性の向上をうたった議会主導のデザイン保護に真っ向から反対した。前年の絹・毛織物のデザイン著作権法が即座に決定されたのとは対照的に、キャリコのデザイン著作権保護は調査委員会において意見対立が噴出し、審議は難航をきわめた。改正法案は何度も廃案の危機に立たされたのであった。⁷

マンチェスタの捺染業者はなぜ頑なにデザイン著作権を拒絶したのだろうか。政府のデザイン奨励を受け入れられなかった理由は何だったのか。同じ都市のなかで相反する態度が示された要因は何だったのか。本稿は1840年前後のデザイン著作権審議を取り上げ、著作権の保護期間延長の賛成派と反対派の証言を分析する。双方の証言を分析することによって、キャリコ製品をめぐる実際にどのような対立があったのか、そしてその

背後にあった世界市場の問題はどのように認識されていたのか、が浮かび上がるだろう。あわせて、自由放任を信条とした 19 世紀イギリス国家の美術・デザイン領域への介入＝芸術文化支援はどのような状況の下で行われていたのか、も明らかになろう。

18・19 世紀のキャリコ製品とデザイン著作権をめぐる先行研究にも触れておきたい。法制史の立場から D. グレイスマスは 1787 年から 1850 年までの五つのデザイン著作権法の改正過程を論じた。彼は法の整備が進んだ反面、当該期のイギリス織物業界がフランス製デザインを大量に購入していたこと、模倣品が増大したことを理由に、これらの制定法の効果が限定的であったと結論づけた。⁸ グレイスマスの主張に対し、L. クリーゲルは著作権法の果たした役割を評価した。彼女は 1830・40 年代の著作権改正をめぐる同時代人の証言を検討し、審議のなかでデザインのオリジナリティが尊重され、生産者のモラルが重視されていった過程を明らかにした。議会内外で繰り広げられた当時の激しい論争も、後世の著作権法・特許法(patent)・商標権(trade mark)審議やデザイン改良運動、例えば工芸家 W. モリスやアーツ・アンド・クラフツ運動などに大きな影響を与えたものとして評価された。⁹ 草光俊雄もキャリコ製品とデザイン著作権に関する先行研究の重要な一角を占める。¹⁰ 草光は、1830・40 年代の著作権論争が単純な法的保護の問題ではなく、穀物法廃止運動や自由貿易論争と結びつけられて議論された、と指摘した。また彼によれば、庶民院において著作権保護の賛成派の推進力となったのは A. スミスや J. ベンサム、J. S. ミルなど、同時代の知識人の言説であった。例えば、「職人の技能は長きにわたる生産活動と多大な費用、豊富な経験なしには獲得されない。発明者・創作者がそうした労力や費用にもとづく成果を享受することは道理に合っている」というベンサムの発言や、「知的な思索は生産的な労働分野においてもっとも影響力のあるものと見なさなければならない」というミルの思想が、19 世紀の議員・法律家・製造業者に、いかに大きな影響力を与えたかを明らかにした。¹¹ 草光は工業デザインの価値を、自由な経済競争の前提である個人の自由といったより広い政治的・経済的背景のなかに位置づけたのである。しかしながら、草光が具体的に示したのは製造業者、政治家、知識人の間にあった知的所有権(独占と保護)の捉え方の

差異や、職人の技能観の変化と労働分業であり、産業界の熾烈な市場競争や世界市場は視野に入っていなかった。

本稿はこれまで真正面から論じられることがなかった新たな視点、すなわち世界市場と国家のデザイン戦略からデザイン著作権の問題を検討したい。以下では、庶民院議事録、特別委員会での証言集、関係者による小冊子や書簡、同時代の新聞記事を主な分析史料として検討を進めていく。

1・著作権問題の登場とマンチェスタ

著作権保護延長をめぐる賛否両論の具体的分析に入る前に、キャリコ捺染業、とりわけ論争の中心的舞台となったマンチェスタの捺染業界について概観しておこう。1840 年前後、マンチェスタには 90 から 100 ちかい捺染業者がいた(表 1)。キャリコ捺染とは紡績工程を経て、漂白され(bleaching)、染色された(dyeing)綿布を、模様染め＝捺染する(printing)、最後の仕上げ工程を指す。薄くて軽く、色鮮やかで、なおかつ衛生的であったキャリコ・プリント製品は 18 世紀以来イギリス社会に、いわゆるファッション革命を引き起こし、工業化の推進力となってきた。¹² 多くの捺染業者は伝統的な手押し捺染(ブロック・プリント)を活用し、量産を可能にするシリンダー・マシン(ローラー・プリント)は数の上では少数派だった。同時代人の証言では、初期のシリンダー・マシンの維持費やローラー部分の模様彫刻費が割高だったことが指摘されている。¹³

「綿工業はほとんど無尽蔵の、低価格な労働力の供給を享受した」という P. ディーンの説明や、¹⁴ マンチェスタへの移入民の統計(表 2)から推測できるのは、多くの移住者が綿織物工業の各工程へ組み込まれ、伝統的なブロック捺染もローラー捺染も低賃金労働に依拠していた、ということ

	捺染業者	手押し捺染用のブロック台	捺染用シリンダーマシン
1838年 (E. ボターの証言から)	88社	6151台	288機
1841年 (庶民院の統計調査から)	98社	9165台	446機
(史料) 'Minutes of Evidence Taken before the Select Committee on Copyright of Designs, 1840', Q. 353., <i>Hansard's Parliamentary Debates</i> , third series, 1841, vol. LVII, pp. 579-80.			

【表1】マンチェスタ周辺の捺染業者、捺染方法に関する統計表

出身地	ランカシャー	50マイル以内の諸州	50マイル以上の諸州	その他、外国など
人数	65,685人	24,876人	6,580人	32,007人
50マイル以内...チェシャー、ヨークシャー、ダービシャー				
50マイル以上...ロンドン、ウォリックシャー、リンカンシャー、グロスターシャー、レスタシャー				
その他、外国など...アイルランド、スコットランド、大陸諸国、イギリス植民地				
(出典) J. T. Danson and T. A. Welton, 'On the Population of Lancashire and Cheshire, and its Local Distribution during the Fifty Years, 1801-51', <i>Transaction of the Historical Society of Lancashire and Cheshire</i> , vol. 11, 1859, p. 47.				

【表 2】マンチェスタ地域への移住民、1801-51 年

である。¹⁵ いくつかの先行研究は、18 世紀以来のブロック・プリントに主として依拠すると思われる老舗の捺染業者と、シリンダー・マシンを使用する 19 世紀に参入した新興業者がマンチェスタ綿業界の主導権争いを演じた、と指摘している。¹⁶ しかし、これらの研究は新旧の生産方法の違いを強調しているものの、生産方法とデザイン、あるいは生産方法と美的な趣味・嗜好との関係に十分な注意を払ってきたとは言いがたかった。本稿は新旧いずれの生産者であれ、生産と密接不可分な関係にあったデザインの著作権論争から産業界の具体的な対立構造を描き出した。

新旧いずれの捺染業者も模様染め作業ばかりでなく、図案そのものを創作あるいは調達しなければならなかった。当時広く見られたのは、捺染業者がデザイナーや図案家を雇用し、デザイン制作を担当させていたことである。つまり分業体制であった。¹⁷ さらに興味深いのはデザインの創作をフランス人に頼っていた業者が少なくなかったことである。フランス製のデザインへの信頼は、当時の捺染業者の証言からも確認できる。例えば多くの捺染業者は「市場ではフランス製のデザインがもっとも好まれている」ことや、「(フランス製の) 図案がステイプル＝主要である」と考えており、それゆえマンチェスタのキャリコ捺染業者のなかにはフランス人同業者と業務提携を結ぶ者もいた。¹⁸ フランス製の新しい図案を購入するために春と秋に定期的に大陸へ渡る者もいれば、フランス人デザイナーを積極的に雇用する者もいた。¹⁹ イギリスとフランスの間には強固なビジネスネットワークが築かれていた。大量のキャリコ製品が迅速に生産された背景には、新旧いずれの生産方法を問わず、デザインの外注やフランス業者との提携という生産のあり方が少なからず影響を及ぼしていたのである。

言い換えれば、キャリコ製品の生産はマンチェスターないしランカシャーという地域内で完結していたわけではなく、広範なビジネス関係のなかで成り立っていた。

19 世紀を通じてイギリスの主要輸出製品であり続けた綿・キャリコ製品は、常に順調な成長を遂げていたわけではなかった。とりわけ 1837 年から 41 年にかけてイギリスは深刻な不況を経験し、製品輸出も伸び悩んでいた。M. ドーントンも指摘するように、「壊滅的な不況がイギリス経済を襲った」のである。²⁰ 不況の原因を正確に特定するのは困難だが、通説では、生産過剰による古典的経済恐慌であると説明されてきた。²¹ 不況の波が広がり、輸出が伸び悩み、市場の購買力が落ちていくなかで、捺染業界は新旧いずれの生産方法を問わず、徹底的な生産コストの切りつめに よって、かろうじて売上利益を確保しようと努めていた。彼らはデザイナーを自社で雇用せず、安く外注するか無断盗用することで、コスト削減 を図ろうとした。

一方、この不況下で利益を上げられない業者もいた。不利益を被っていた捺染業者のなかから声高に叫ばれたのが著作権侵害の訴えであった。著作権侵害行為自体は以前から行われてきた「ありふれた行為」であったが、²² この不況の時期になって見過ごせない深刻な問題としてクローズアップされた。その証拠に、1840 年前後には「著作権侵害行為を取り締まり、デザイン製作者の権利を保護するよう」求める大量の請願書が議会に届けられた。²³ 冒頭で引用したポターやトムスの言動はその一コマであった。

請願書からは生産現場でのデザイン盗作の実態が明らかになった。近隣の捺染業者、見習いの徒弟、船荷の梱包業者などは生産から輸出に至るさまざまな段階でデザインを盗み、模倣し、オリジナル製作者の利益を脅かしていたのである。盗作行為に対する怒りと著作権保護の不備に不満を覚えたポターら捺染業者はデザイン著作権の保護期間延長を熱心に訴えた。

「1836、37、38 年ごろから私の商會が製造した商品があつという間にコピーされ、市場に出回るようになりました。以前ならばコピー商品はくずの ような品質で、まったく粗悪なものであり、私たちの障害にはならなかった

のですが。』²⁴(ロンドンの織物業者 C. ウォリック)

「1839 年の下半期はこれまで以上にコピー商品による被害を実感しました。』²⁵(ダブリンのキャリコ捺染業者 J. スティリング)

「最近のコピー商品の氾濫は甚だしい。生産スピードが向上したからです。(中略)マンチェスタでは私同様、著作権保護の延長を支持する人々が多数います。私は経験上、3 ヶ月間の現行法に決して満足していません。十分な報酬が受けられないからです。(中略)不正と不道德な生産のあり方を私は認めることができません。12 ヶ月間の保護がこの国のデザインの美的価値を向上させ、洗練させていくと思います。健全かつ公正な競争(**strong and fair competition**)のなかにこそ、新しいデザインが継続的に創作されていくのです。』²⁶(マンチェスタの捺染業者ポター)

彼らは盗作による被害の深刻さと自社の収益減を訴え、利潤ばかりを追求するあまり、他人のデザインを見境なくコピーする生産者のモラルを厳しく非難した。ポターの言葉に象徴されるように、産業界には道徳と公正さが必要とされていた。彼らは著作権保護の延長が認められることで、盗作を抑制し、工業デザインが芸術文化としての地位を確立し、国の経済的な利益につながると考えていた。

これら請願書から無断コピーや盗作の横行、著作権保護への期待の高まりが明らかになった。それと同時に、産業革命期イギリスのキャリコ捺染業がいかにかコピーに依存した生産体制であったかも明らかになった。実際、デザインの模倣と盗作こそが安価な製品を大量に速く生産する秘訣であった。²⁷1830 年代のある議会証言は、「専門的なデザイン訓練を受けておらず、美術的素養もない」ため、市場で人気を博したデザインをコピーする方法がないと述べていた。²⁸「世界の工場」を支えていたのは盗作行為・コピー商品であった。

2・デザイン著作権に関する特別委員会

多くの請願書に基づいて保守党の J. E. テネント議員は 1840 年 2 月にキャリコ製品の保護を目的としたデザイン著作権改正の動議を庶民院に提

出した。前述のとおり、イギリス議会も 1830 年代よりデザイン振興政策に関心をもっており、この動議は同政策のなかに位置づけられよう。テナントは動議の提出に際して、次のように説明している。

「デザインの著作権保護の期間を 3 ヶ月間から 12 ヶ月間に延長するべきである。現行法ではまったく効果が上がらない。オリジナル・デザインの生産者の権利は侵害されている。被害を防ぐために著作権法は成立したが、1787 年法では保護期間は 2 ヶ月間、1794 年法では 3 ヶ月間に延長された。しかし、いまや 40・50 年が経過し、デザイン著作権の保護期間は改正もないまま、名目だけの無意味なものになってしまった。この間の技術革新は周知のとおり、生産力、再生産力を飛躍的に向上させた。30 年前に比べると、およそ 10 倍の生産力に達している。生産のスピード化によりデザインはコピーされ、複製品が作られている。それらはほとんど 8 日間ほどで偽造される。著作権侵害によるコピー商品はオリジナル商品より安価であるため、オリジナル商品は相対的に高値となり売上が伸びない。製作者の不満の大部分は保護期間が短すぎることである。また、海外市場に輸出するにしても、船荷として運び、現地で売り、市場の反応を見てから、再度、輸出をしようとする、その間に 3 ヶ月間の保護は終了してしまう。国内市場でも海外市場でも著作権保護の期間が短すぎる。もし、この国がこれまでのような産業上の優位を保持しようとするならば、法の改正が不可欠である。」²⁹

テナント動議の要点は、形骸化した現行のデザイン著作権をより実効力のある法に改正することだった。³⁰ 技術革新、製造現場の変化、市場の拡大などを勘案すると、キャリコの著作権保護期間は 3 ヶ月間から 12 ヶ月間へ延長されるべきで、イギリスの産業上の優位を保持するためにも著作権法の改正は解決されるべき喫緊の課題と認識されていた。しかし、庶民院の出席者からは、「12 ヶ月間の保護」の妥当性に疑問が出され、即座に可決されず、一度、調査委員会を設置し、キャリコ製品に関する詳細な情報を集めることになった。³¹ その結果、1840 年「デザイン著作権に関する特別委員会」が発足した。

1840 年の特別委員会は、委員長テナントと保守党党首ピールのほか急進派やホイッグ・リベラルの議員が党派を超えて中心的役割を担い、マンチェスタの関係者から多くの証言を引き出した。その証言を著作権保護の

期間延長の賛成派、反対派に分けて、それぞれの特徴を見ていきたい。

(1) 賛成派 賛成派に共通していたのは請願書同様、コピー商品による深刻な被害と

損失であった。高価なオリジナル商品と安価なコピー商品とでは、オリジナル商品のほうが販売上不利になるとの訴えは賛成派に共通した意見であった。³² 彼らはコピー商品に市場のシェアを奪われ、売上が落ちたと訴えた。ポターが「肝心なことは市場で趣味・嗜好の良さが公正に競われること、そしていかに多くの労力が製品に注ぎ込まれているかということである」と述べたように、デザインを考案する労力に対して正当な報酬が求められていた。³³ デザインは知的労働の産物だったのである。³⁴ また質の悪い安価なコピー商品は布地そのものの粗悪さ、染め模様の色褪せが早いことなどが指摘され、市場に出回るイギリスの商品を低級品にしている、との批判も上がった。³⁵ デザインの質を向上させるためには著作権保護が必要不可欠と彼らは考えたのである。

賛成派の証言をさらに詳しく見ると、それらは市場の問題と深く関連していたことが分かる。キャリコ捺染業者 S. シュワブの証言から明らかになったのは、表 3 に示したように、本国市場と海外市場では販売時期が

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
彫版作業		捺染作業 (模様染め作業)		デザイン公表・販売開始 →	合衆国市場へ出荷		↓ レヴァント市場へ出荷	ベルギー市場へ出荷	↓ ドイツ市場へ出荷	本国市場で販売開始 (6月頃まで)	
* 1794年の著作権法は保護期間3ヶ月 9～12月)											
(史料) Minutes of Evidence Taken before the Select Committee on Copyright of Designs, 1840, QQ. 92-101, 195-200, 334, 471.											

【表 3】キャリコ製品輸出の年間サイクル(S. シュワブの証言より)

異なることであった。ポターの証言からも同様の年間サイクルが見て取れた。マンチェスタの捺染業者は時期をずらしつつ、世界各地の市場と取引し、その動向や流行に細心の注意を払っていた。さらに、市場ごとに出荷する製品を変えているとの証言もなされた。シュワブが「盗作被害を避けるために、ときには市場ごとに別々のデザインを出荷します。例えば本国市場のために最良のデザインを温存し、海外市場へはやや質の落ちる商品を生産する傾向があります。本国市場により多くの注意を払っています」と証言していたように、商品の差別化が図られていた。³⁶ つまり、彼らは時期と場所と品質を取捨選択して、製品を出荷していた。とりわけ重視された本国市場やヨーロッパ市場の消費者には、より趣味・嗜好の洗練された質の良い商品を生産しなければならなかった。

さらに「高級品市場ではたいいフランス製品と競合しています。とくに北米市場、イタリアや地中海の市場、ポルトガルの市場です」との証言にもあるように、フランス製品と市場で厳しく競合している様子も見えて取れた。³⁷ こうしたフランスへの対抗意識は貿易商 L. シュスタの証言に典型的に表れていた。

「コピー商品を海外市場へ輸出することはきわめて不利益なことだと思います。商業利害全般にとって有害となるでしょう。とくにイギリスの製造品 (British products) に対する信頼が台無しになります。安価なことを理由にイギリス製のコピー商品が購入され、数日後に購買者が商品の質の悪さ(粗い布地、色褪せ、模様のズレなど)に気づき、以後はイギリス製のプリント商品を買わないとなれば、購買者はフランス製の商品を買うに違いありません。イギリス製品が販売される市場の多くで、フランス製品も売られています。一般的にフランス製品のほうが市場では信頼を得ています。イギリス製品よりも色褪せしない染め方と、布地の良さがその理由です。(中略)われわれは模倣品を、つまり偽物の図案 (fictitious patterns) を生産しているという偏見から、海外市場で購入してもらえないという事態に直面しています。」³⁸

市場で広く信用されていると見なされていたフランス製品に対抗するには、質の高い、美的価値の高い商品、市場の激しい競争にも負けない魅力的なデザインを生産する必要があった。ポターやシュスタの証言からは、

デザインの品質と商品の市場競争力は不可分なものとして論じられていたことが分かる。

次に生産費用についても、シュワブの証言からは「生産費 35 ポンドをかけて丁寧かつ上品に仕上げられる」高級品がある一方、「生産費 6・7 ポンドの粗雑なコピー商品が出回っている」という非難の声が聞かれた。³⁹ ポターは 40 シリングにまで生産費を抑えて安価な低級品を製造している業者もいると証言した。⁴⁰ もちろん、前述のシュワブ証言から分かるように、実際には市場によって商品の差別化が図られていたことから、高級品と大衆品を状況に応じて使い分け、輸出していたと考えるほうが妥当であろう。事実、シュワブもローラー捺染を用いて 3 ポンド程度で仕上げる商品も生産していると述べている。⁴¹ ポターはローラー捺染業者をコピー業者と想定したが、シュワブはブロックとローラーの併用など、多様な生産手段で商品を製造していた。大まかな傾向として指摘されるのは、高級品を少しでも生産する業者は著作権保護の期間延長を支持していると想定され、逆に大衆品のみに特化した安価な製品を生産する業者は保護延長に反対していると見なされた、ということである。ポターはランカシャの捺染業者 88 社のうち反対を唱えているのは半分に満たない 32 社であり、多くの捺染業者は保護期間延長を支持していると述べた。⁴² 彼は「保護延長を支持する業者はオリジナル・デザイナーを雇い、高級で品質の良い商品を生産している」と、賛成派を高級品生産者であると印象づけたのである。⁴³

最後に賛成派はデザイン著作権の保護延長がデザインにかかわるイギリス国民の趣味・嗜好を涵養し、長期的観点から工業製品の質を向上させる公共の利益を担保する論理をもって自説を補強した。つまり、自分たちの業界は価格競争による売上や利益だけを重視するのではなく、キャリコ捺染というデザイン芸術を重視し、それを促進することで公共に奉仕すると主張した。⁴⁴ また、ポターによれば「同業者の図案を盗作することは不道德な行為」であり、⁴⁵ 「不正を働くコピー業者の大半は、ローラー捺染を使用するので作業員の雇用を生み出さない」と証言した。⁴⁶ オリジナル・デザインを創作する態度は道徳的にも、雇用創出の面でも正しい行為だと説明したのである。『タイムズ』紙は「(政府が)製造業者や芸術家の努力

を奮い立たせるようなデザイン奨励策」をとるべきであると、賛成派の主張を支持し、読者に強く訴えた。⁴⁷ ヨーロッパ市場へ輸出するためにも、そして長期的な市場競争を勝ち抜くためにもデザイン保護は重要であった。

(2) 反対派

1840 年の特別委員会のなかで、反対を唱える製造業者や貿易商は相当数存在し、議会へ届けられた反対派の請願書も同時期に約 80 通と、無視できない数に達していた。⁴⁸ 反対派の証言に共通していたのは、従来の安価な製造システムを法的に規制することへの反感、長期間の保護に頼って売上を独占しようとする捺染業者への反発であった。彼らは、現状の生産システムでキャリコ製品は輸出増大を実現しており、現状を維持することが国民経済の成長と安定をもたらすと考えていた。⁴⁹ 著作権の保護期間延長という国家の介入・過剰な保護は、むしろキャリコ業界を停滞させてしまっていると見なしており、反対派はデザイン著作権という排他的独占権ではなく、低価格による市場競争—国家介入のない、自由で開かれた競争 (free and open competition)—を重視した。さらに外国業者 (例えばフランス、合衆国、プロイセン、スイスの捺染業者) にも注意が向けられていた。⁵⁰ 著作権保護が延長されると安価な生産が難しくなり、結果、外国業者に市場を奪われていく懸念を表明した。

1840 年前後の不況期、市場の購買力が落ちるなかで、反対派のキャリコ捺染業者たちは徹底的に生産コストを切り詰め、安価な商品を量産し、競合の少ない市場へ輸出する販売戦略をとった。貿易商でありマンチェスター近郊で治安判事も務めた D. リーはためらうことなく、海外市場に「(フランスやスイスの業者との競合を避けて) コピー商品を輸出することは有利」なことであり、好都合だと述べた。⁵¹ 市場の競合については、ヨーロッパや合衆国市場での競合が激しい反面、南米やインド市場はほとんど競合がないと考えられていた。法案反対派が重視したのはこれらの比較的新しい市場に、安価な大衆品を迅速に輸出することだった。反対派のキャリコ捺染業者 J. ブルックスの取引相手である貿易商 (表 4) がこうした戦略を裏づけていた。ブルックスは証言で、一つ当たりの生産費用は 3 から 6

市場	取引先・顧客	輸出先	輸出額(ポンド)
アジア市場	J. マクヴィガ社(マンチェスタ)	ボンベイ、広東	59,760
	W. J. キーセイル社(マンチェスタ)	カルカッタ	29,124
	G. アームストロング社(リヴァプール)	シャム	18,450
			(計) 107,334
南米市場	イーガン・ホール社(リヴァプール)	バルパライソ(チリ中部)	61,359
	ヘイワース社(リヴァプール)	ベルナンブーコ(ブラジル 北東部)、パイア(ブラジル 東部)	18,554
	パウラ社(リヴァプール)	ボゴタ	13,500
	A. ギブス社(ロンドン)	バルパライソ	9,079
	ロストン社(マンチェスタ)	リオデジャネイロ	7,554
	ジョンソン社(グラスゴ)	ホンジュラス	4,343
			(計) 114,389
ヨーロッパ市場	J. & W. ベイアント社(マンチェスタ)	ポルト、リスボン	29,580
	パロウ & プレスコツツ社(マンチェスタ)	ジブラルタル	7,639
			(計) 37,119

(出典) Bank of England Manchester Letters 1, 12 Nov. 1834, 27 May 1837. Quoted in S. D. Chapman, 'Quality and Quantity in the British Industrial Revolution', *Northern History* 21, 1985, p. 184.

【表 4】反対派キャリコ捺染業者 J. ブルックスの主な取引先・顧客とその輸出先(1834 年)

ポンド、他社から購入する場合は 2 ポンド程度と、比較的安価な生産コストを明らかにした。加えて、スイスや合衆国市場で熾烈な競争を経験したとも述べた。⁵² ブルックスら反対派が、上質な商品でなく、安価な大衆品をアジアや南米市場に集中的に輸出することを優先した背景には、「(ヨーロッパや合衆国市場でない) 海外の市場や国内の下層階級向けの市場には、中級かそれ以下のキャリコ商品 (middle and inferior texture) を求める大きな需要がある」と確信していたからである。⁵³ 彼ら反対派は、大衆品市場のためにキャリコ製品を製造することを自負しており、そこに実利を見出していた。

生産現場での技術革新もまた、迅速な生産や安価な生産に拍車をかけた。例えば、マンチェスタのシリンダー・マシンの台数は 1838 年から 41 年にかけて約 6 割増加しただけでなく、⁵⁴ 伝統的な木製ブロックにも改良が加えられ、プレス面の彫刻模様が飾りピン (fine pins)、銅版 (copper strips)、亜鉛製の鋳型 (zinc-casting) に変化し、捺染作業をいっそう迅速化させた。⁵⁵ あるいは、捺染作業の前段階で必ず必要とされた漂白作業も

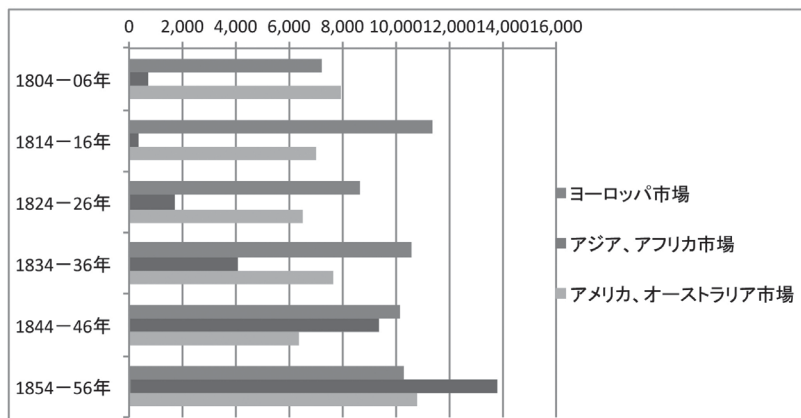
容易になった。旧来の漂白法は綿布を乳酸に繰り返し浸し、その後、数週間日光に晒す野外漂白法(完成に 7 ヶ月を要す)が実践されていたが、乳酸に代わり硫酸が使用され、さらに塩素と石灰を混ぜた粉状の漂白剤(晒し粉)の開発に成功すると、漂白作業は数日で完了するようになった。⁵⁶ 染料の開発や色の調合も改善された。各社で「化学実験」的な試行錯誤が繰り返され、トムスン社のターキーズレッド(緋色)、マーサー社のマンガン青銅、ホイル社の紫など、新たな染料が開発され、旧来の植物染料に比べて安価で容易な捺染作業が可能となった。⁵⁷ 安価な製品の量産をめざす体制は、工業化時代の機械設備の改良、木製ブロックの改良、染料の開発などによって支えられていたといえよう。捺染業兼貿易商であり、マンチェスタの市参事会員でもあった J. カーショウが、「ほとんど毎週のように相当数の新デザインを生産し、出荷します。年間でおよそ 1500 パター

ンを準備し、一つ当たりのデザイン費用は 8 シリング、彫版費用は 6 ポンド程度だと思います」と証言したように、⁵⁸ ローラー捺染や簡便な染料を用いて生産費を低く抑え、フランス業者から図案を定期的に安く仕入れていた反対派のキャリコ捺染業者にとっては、デザイン保護やオリジナル・デザインの尊重はきわめて不都合な生産のあり方だった。

反対派はデザイン芸術の保護・奨励による長期的な経済利益を軽視した。「著作権法の拡張がこの国のデザイン芸術を高めるのではなく、むしろ安価な製品を大量に輸出することが利益になり、消費者にも、国民経済の発展にも寄与し、公共の利益にかなうと訴えた。⁵⁹ さらに彼らはデザインの絶えざる更新の必要性も主張した。例えば、貿易商リーは「12 ヶ月間という比較的長期の、過度な保護が成立すると、同じデザインの商品が販売され続け、新デザインを生み出す必要性が低くなり、それは結果としてデザイナーの仕事がなくなり、失業者が増加するでしょう。これは捺染業界全体を不活発にしてしまう。3 ヶ月を超える保護は不必要なのです」と断言した。

⁶⁰ ブルックスは失業者を出さないために、「優れたデザインは個人が長期間所有するのではなく、広く共有されるべき」であり、仮に業者間でデザインの無断コピーをめぐる衝突しても裁判によらない「(手紙や交渉など)私的な解決方法」によるべきと考えていた。⁶¹

「過剰な保護を与えてしまうと、安価な大衆品を強みとしているこの国



(出典) R. Davis, *The Industrial Revolution and British Overseas Trade*, 1979, p. 15.

【表5】イギリス綿製品の輸出、1804-1856年(単位:千ポンド)

の捺染業界に大打撃を与えます。海外市場での外国業者との競合に打ち負かされるでしょう。著作権の延長は捺染業界やこの国の輸出業全体にとって大きな損害になります」といった証言は頻繁に繰り返された。⁶² これらの証言は同時期の穀物法廃止運動・自由貿易運動にも共通して見られる主張であり、マンチェスタ周辺では頻々と聞かれた台詞であった。⁶³ 地元紙『マンチェスタ・ガーディアン』も「3ヶ月間の保護で十分」と、反対派支持の論陣を張った。⁶⁴

以上の賛否両派の証言から、マンチェスタの捺染業者の間にあったデザイン著作権をめぐる対立の構図が浮かび上がる。法案賛成派は上質で高級なキャリコ・プリント製品を製造している業者であり、彼らの重視した市場は本国やヨーロッパ市場であった。一方、法案反対派は中級かそれ以下の織物のプリント製品を比較的安価に大量に製造している業者であり、彼らが目指したのは南米やインドなど新たに開拓中の市場であった。⁶⁵ 表5は、対立の背景にあったイギリス綿製品の地域別輸出構造の変化を示している。1830年代半ば(1834-36年)の綿製品の輸出先は全体の五割近くをヨーロッパ市場が占めていたが、10年後の40年代半ば(1844-46年)

には、アジア・アフリカ市場が急速に拡大し、その分、ヨーロッパ市場の地位は相対的に低下した（全体の四割）。反対派はこうした輸出構造の変化に即応することを主張し、賛成派はこれらヨーロッパ外市場にあっても、将来、綿製品のデザインのオリジナリティや製品の品質が重要になると予測していた。

3・議会での最終審議

特別委員会での審議を経ても、デザイン著作権の改正法案は通過しなかった。新たな審議は翌 41 年を待たなければならなかった。同法案を再び提案したのは委員長を務めたテネントであった。彼は、同じプリント製品が布の素材によって保護期間に格差が生じている不公正を改めて問題にした。そして、「著作権保護の延長が美しく、洗練された製品作りに寄与し、結果的に私たちは、生産量と製品の品質という二つの優位を市場で確立することになる」と、訴えた。⁶⁶

しかしながら、反対を唱える議員は依然として少なくなかった。とりわけマンチェスタ選出の M. フィリップスは徹底的な反論を加えた。新興中産階級の利害を代弁したホイッグ・リベラル議員であった彼の反論の要点は、⁶⁷(1) オリジナル製品とコピー商品との識別は事実上不可能であり、ゆえに著作権をめぐる解決困難な訴訟ばかりが増加すること、(2) オリジナリティの判別が難しい以上、著作権保護の対象となるデザインの登録制度は機能しないこと、(3) 法により安価な模倣品製造を禁止されたイギリス人業者に代わり、外国業者が市場に進出する、その結果イギリスの染色業者は輸出市場を失う可能性が大きくなる、の三点であった。⁶⁸ 同様の反論は繰り返され、なかにはデザイン振興政策の推進者(J. ヒュームや J. ブラザトンなど急進派議員)であっても、「デザインの質を高めるのはデザイン教育が担うことで、デザイン著作権の保護延長ではない」との理由から賛意を示さなかった。⁶⁹ マンチェスタ選出の R. グレッグ議員は「マンチェスタの綿織物業者の 5 分の 4 が法案に反対を示している」と、工都の様相を誇張ぎみに強調した。⁷⁰

審議が数ヶ月に及び、難航するなかで、ついに保守党党首ピールが著作

権侵害や質の悪い低級品は海外市場でのイギリス製品の信用に関わる、との立場から法案支持を表明した。ピールは「わが国の製造業界には効果的な保護が必要不可欠だろう」とくに「現在のデザインの生産体制は外国に依存しており、イギリス人が自らデザインを生み出さなければならない。粗雑なコピー商品は海外市場においてイギリス工業製品の地位や評判を低下させ、イギリスの信用を害する」と発言した。⁷¹ ピールの発言は国家の信用や国民の誇り、独創性を重視する保守系議員を中心に受け入れられた。R. シール商務省副長官は「芸術的技能によって商業は補完される」と、デザインの保護延長と品質の改良が市場でのイギリス工業製品の優位を確立すると主張した。さらにその効果は国民の趣味・嗜好の向上にまで及ぶと考えた。彼はマンチェスタだけが頑なに法案に反対していると指摘し、マンチェスタの特殊な利害を問題視した。⁷² テネントもマンチェスタだけが反対していることを統計的に示し、シールの発言を印象づけた。⁷³

商務省長官 H. ラブシェアは 1840 年の特別委員会での討論、議会での反対派議員の意見、さらに綿製品の地域別輸出額の変化などを考慮し、妥協案を提案した。保護延長の期間を 12 ヶ月間でなく、6 ヶ月間に半減しようと申し出たのである。6 ヶ月間の保護とは具体的に 9 月の海外市場出荷の開始時期から翌年 3 月の本国市場での出荷開始までを指していた(表 3 参照)。彼は妥協案の提出に当たって、その理由を次のように説明した。

「現行法ではイギリス綿製品のデザインの質は劣ったままの状態である。デザインの質を改善しなければならない。最近この国では政府によってデザイン学校が設立された。その教育現場にも議会が決定した著作権保護延長の原則が反映されなければならない。あらゆる援助が同校に与えられるべきだろう。デザイナーの著作権が保護されないのであれば、学校はほとんど無用のものになってしまう。一方でマンチェスタ選出のフィリップス議員の言い分も理解できないことはない。製造業利害を代弁した彼の意見には傾聴に値する点もあるかと思う。とりわけ市場を失ってしまうという産業界の懸念や危機感に対しては、著作権法も何らかの修正がなされるべきではないか。賛成・反対両者が歩み寄ることは容易でないが、私は不本意ながら、6 ヶ月を超える保護期間を求めないことにしたい。(中略)将来的にわれわれが経験するであろうことを考慮して、また市場を手放してしまう可能性も考慮して、保護期間延長の代替案を示したい。」⁷⁴

デザイン著作権の保護がデザイナーを養成する上でも重要な意味をもつと考えていたラブシェアの提言からは、デザイナーの著作権保護がデザイン指導や美術教育を含めた、総合的なものであったことが分かる。さらにイギリス工業の将来的・長期的な発展を視野に入れた妥協案であったことも見て取れた。

ラブシェアの「6 ヶ月 妥協案」には多くの議員が賛同したが、テネントだけは違った。テネントはあくまで保護期間の格差は不公正であると糾弾し、繊維製品に限らず、あらゆる工業製品の装飾全般に対する公正な態度こそ、イギリス政府のとるべき姿勢であると主張して譲らなかった。1841年の議会審議では賛成・反対の対立だけでなく、賛成派内でも保護期間の妥当性をめぐって意見が割れる結果となった。そのため、同年内に法案が通過することはなく、テネントも法案の取り下げを余儀なくされた。

しかしながら、なお諦めないテネントは翌 1842 年、再度修正法案を提出し、三度目の審議が開始された。法案は保護期間延長が 12 ヶ月間ではなく 9 ヶ月間に修正されていた。またデザイン登録制度(登録料の値下げ)や罰金制度も併記された。9 ヶ月間の保護とは、前述の「年間サイクル」(表 3)をもとに考えると、9 月から翌年 6 月にあたる。つまり、キャリコ製品が本国市場で販売される時期を包含した期間設定であった。「今後のイギリス産業の世界市場での優位を確保する」ため、テネントは著作権延長に執心した。⁷⁵

反対派は「近年の不況による海外貿易の低迷」、「外国業者に市場を奪われる」、「キャリコ・プリント商品に真に求められているのは安さである」ことを主張し、⁷⁶ 前年にフィリップスが述べた三点を繰り返した。⁷⁷ 賛成・反対の対立は数ヶ月にわたる激しいものであったが、ここでは 1842 年の審議を取り巻く新たな事情だけを指摘しておきたい。審議が再開された 1842 年は保守党ピールが首相となり、国政の舵をとる立場にあったこと、また数年にわたった経済不況が回復の兆しを見せ始めた年でもあった。

前商務省のシールとラブシェアの二人は依然 6 ヶ月の保護期間が妥当であると考えていたが、次のシール発言は注目に値する。〔著作権保護が〕

延長されれば十分な効果があるだろう。種々の証言からも本国市場、オランダ、ドイツ、ベルギー、イタリアの市場に十分な影響が及ぶと予想される」と、⁷⁸ ここからは賛成派のシールとラブシェアがヨーロッパ市場を重視していたことが推察できる。経済成長と海外貿易の促進を管轄した商務省が、経済が回復にさしかかった時点でヨーロッパ市場や本国市場をより重視していたことは明らかである。

急進派議員の J. モリソンは次のような説得策を講じた。

「現在わが国は製品の安さと品質で市場に君臨している。だがしかし、デザイン著作権法を改正しデザイン芸術の質を高めなければ、現在の市場での地位はいずれ維持できなくなるだろう。(中略) 著作権保護を延長するからといって、外国業者が市場を奪い取ることなど、あり得ない。また、デザインの更新を緩慢にして目新しいデザインを生み出さないとの意見も間違っている。実際、わが国よりはるかに長期間のデザイン著作権が認められているフランスの製品は市場で信頼され、常に目新しいデザインを生産しているではないか。」⁷⁹

モリソンは反対派の懸念を退け、むしろフランスの事例を手本として、保護延長を実現すべきと説いた。

ピールや保守党の W. E. グラッドストーン(翌 43 年には商務省長官)は、三年間の審議を経て、多くの議員とりわけ商務省の関係者が、海外貿易や市場での競争を睨んでデザイナーの権利を守る著作権法の原理原則を支持するようになったと述べた。同時に産業界への大きな干渉にならないように、との配慮から 9 ヶ月の保護期間に賛意を示した。⁸⁰ 両者は、著作権保護がもたらす恩恵—外国貿易の増大と市場の確保・国家の信用・国内商業の活性化—を強調して、国家の最小限の役割と自由主義的な貿易戦略とを矛盾なく結びつけ説明した。審議終盤、ピールやグラッドストーンの発言は説得力をもち、賛成を表明する議員が多数派になった。

反対派を代表して最後の演説をしたのは、ホイッグ・リベラルの H. J. T. パーマストンであった。⁸¹「私は、テネント氏が提案したキャリコ製品を保護しようという本法案が、いかなる恩恵も生み出さないと考える。むしろ、本法案はわが国の産業界を当惑させ、不利益や悪影響を及ぼすだ

ろう。私は反対を表明し、本法案の白紙撤回を求める』⁸² 1840 年代、インド・アジア市場の開拓に尽力した外相パーマストンは、安価な大衆品を大量に輸出する戦略を支持した。これに対して、ピールはすかさず反論した。「現行法は産業界の不正を助長する。他人のアイデアを無断で奪い取るような不正な競争である。ライヴァル国フランスのように、デザイン芸術をわが国も強力に推奨しなければならない。私は著作権保護の延長に大いに賛成する」⁸³ モリソンも「将来的に産業上の優位を保持するため、われわれが創作すべきデザインはイギリス様式 (English style) である」と、フランス依存から脱し、イギリスのデザイン振興政策が目指すべき課題を明らかにした。⁸⁴ 将来的観点からイギリス製品の市場競争力を強化するために、独創性の高い国産のデザインを生み出していかなければならない、と今後のデザインのあり方・方向性を示したのである。こうした説得策の結果、庶民院での最終投票では 78 対 13 の賛成多数で審議は幕を閉じた。

おわりに

本稿は 1840 年前後、デザイン著作権の改正法案に向き合った人々の言動を見てきた。審議終盤の 1842 年、イギリスの経済不況が回復の兆しを示したこと、保守党ピールが首相になり、国政をリードしたことは重要な転機といえよう。ピール首相の貿易戦略とデザインとの関係性など、政治的・経済的背景については今後さらに究明しなければならない課題であるが、以下では本稿で明らかになったことを簡潔に述べておきたい。

経済不況の只中にあった 1840 年、工業化を牽引したイギリスのキャリコ染色業において、コピーや盗作を中心とした生産手段が問い直された。当時よく見られたフランス製デザインの模倣や、市場の売れ筋を無断盗用することを止め、デザイナーや図案家の創作を尊重し、著作権保護の期間延長が求められた。しかし、キャリコ製品のデザイン著作権をめぐる審議は簡単には解決しなかった。三年を要した議論は決して単純な美術的論争や、抽象的なモラルの論争ではなく、むしろ関係者の間で市場をめぐるさまざまな経済対立が噴出した場であった。安価なコピー商品で南米やイン

ド市場を目指した保護反対派と、美的価値の高い製品でヨーロッパ市場を目指した保護賛成派の衝突は激しく、世界市場と結びつくキャリコ製品の重要性が、よりいっそう際立つことになった。

審議の結果、イギリスの基幹商品について重視されたのは価格ではなく、デザインの質や芸術性であった。議会は一定の妥協をしつつも、長期的な視野から今後の市場競争においてデザインがもつ価値を認め、デザインを保護するよう決定した。捺染業者や産業界は現実的な市場の問題を重視したが、議会はそうした経済対立を乗り越えた。産業の長期的観点に立ってデザインのもつ意味を確認し、製造業者らの熾烈な経済的対立を克服したのである。そのことを裏づけるように、改正法制定後のデザイン著作権の登録件数は急増した(表 6)。捺染綿布のデザイン登録件数は、他製品に比べて群を抜いて多いことから、議会のデザイン政策がキャリコ産業に一定の影響力をもち、産業界に受容されたといえよう。

同時に 1842 年のデザイン著作権改正法の制定は、その後のデザイン振興政策にも見通しを与えた。三年間のデザイン著作権審議は、デザイン教育などと関連づけられ、国家戦略として総合的な芸術文化支援を可能にしていくための不可欠の議論となった。19 世紀の自由主義国家が美術・デザイン領域に積極的に介入していく姿勢が、三年間の審議の随所で明確に示されたのであった。イギリス近代国家のデザイン戦略を、より立体的・総合的に描くため、今後はデザイン学校での美術教育や生徒たち、美術館政策、消費者の趣味などを明らかにしていかなければならない。

	金属製品	ガラス製品	壁紙	ショール	捺染綿布	その他
1840年	149	12	105	—	—	16
1841年	228	6	52	—	—	36
1842年	315	14	179	6	1,488	42
1843年	215	7	241	93	7,815	503
1844年	198	4	341	115	8,360	377

(出典) T. Kusamitsu, 'British Industrialisation and Design 1830-1851', 1982, p. 255.

【表 6】デザイン著作権法にもとづく装飾デザインの登録数

注

- 1 J. Thomson, *A Letter to the Right Honorable Sir Robert Peel, Bart. on Copyright in Original Designs and Patterns for Printing*, Clitheroe: H. Whalley, Printer, 1840.
- 2 L. Kriegel, *Grand Designs: Labor, Empire, and the Museum in Victorian Culture*, Durham and London: Duke University Press, 2007, p. 52. E. ポター、J. トムスンとともに 1838 年設立のマンチェスター・デザイン学校を運営する評議員として熱心にデザイン教育を支援した。菅靖子『美術製造』の周縁—19 世紀半ばマンチェスターにおける芸術振興とデザイン学校『デザイン史学』第 1 号、2003 年、31-32 頁。なお、英米法辞典での著作権法の定義は以下のとおりである。「著作権・コピーライトとは無体人的財産とされ、あらゆる独創的な学術、文学、演劇、音楽、芸術作品に及び、当該作品を物質的な形式で製作もしくは再製作し、または公開実演や発表する独占的な権利を一定期間内、著作者に与えることを意味する。また他人に一定の方法で使用することを認める排他的無体の権利である。」本稿の場合はおもに木綿キャリコ製品の模様・図柄・色彩を指すので意匠権と呼んでもいいかもしれないが、著作権の呼称で統一する。
- 3 L. Kriegel, *Grand Designs*, 2007, pp. 1-2., 菅靖子『イギリスの社会デザイン—モリスとモダニズムの政治学』彩流社 2005 年 9-10、31 頁
S. D. Chapman, 'Quantity versus Quality in the British Industrial Revolution: The Case of Printed Textiles', *Northern History*, 21, 1985, pp. 175-92.
- 4 M. Romans, 'An Analysis of the Political Complexion of the 1835/36 Select Committee on Arts and Manufactures', *International Journal of Art & Design Education*, 26(2), 2007, pp. 215-24., 拙稿「19 世紀前半イギリスのデザイン—見直し 1835 36 年美術製造業に関する特別委員会を中心に—」『七隈史学』11、2009 年、119-40 頁。
- 5 Q. Bell, *The Schools of Design*, London: Routledge and K. Paul, 1963., S. マクドナルド(中山修一、織田芳人訳)『美術教育の歴史と哲学』玉川大学出版部、1990 年。
- 6 ヴィクトリア女王治世 2 年第 13 法 An Act for Extending the Copyright of Designs for Calico Printing to Designs for Printing Other Woven Fabrics. 本法は商務省大臣 C. P. トムソン(マンチェスター選出)が中心となり改正手続きを開始し、庶民院での三度の読会を順調に通過し、可決された。本法の特徴は従来キャリコ・プリント製品の捺染模様に認められてきたデザイン著作権を他の織物製品にも拡大適用するというものであった。例えばまったく保護対象とされてこなかった動物性繊維である絹織物製品や毛織物製品の捺染模様および織柄に 12 ヶ月間のデザイン著作権の保護が認められた。また以上の著作権保護がアイルランドにも適用されることが決めら

- れた。拙稿「コピー商品の製造ー工都マンチェスタの綿織物業界の事例ー」『福岡大学研究部論集 A：人文科学編』11（5）、2012 年、76 頁。
- 7 L. Kriegel, *Grand Designs*, 2007, p. 53., 拙稿「マンチェスタのキャリコ捺染業とコピー文化ー1787 年から 1840 年のデザイン著作権をめぐる証言を手がかりにー」『西洋史学論集』49、2011 年、39-58 頁。
 - 8 D. Greysmith, 'Patterns, Piracy and Protection in the Textile Printing Industry 1787-1850', *Textile History*, 14(2), 1983, pp. 165-94.
 - 9 L. Kriegel, *Grand Designs*, 2007, pp. 52-85.
 - 10 T. Kusamitsu, 'British Industrialisation and Design 1830-1851: With Special Reference to Printing and Figure-Weaving in the Lancashire and West Riding Textile Industries', Unpublished Ph. D Thesis, University of Sheffield, 1982.
 - 11 T. Kusamitsu, 'British Industrialisation and Design 1830-1851', 1982, pp. 269-273.
 - 12 川北稔『洒落者たちのイギリス史ー騎士の国から紳士の国へー』平凡 社、1986 年、第 3 部、162-185 頁。ジョン・スタイルズ「アジアの織物とヨーロッパ」草光俊雄、眞嶋史叙監修『欲望と消費の系譜』NTT 出版、2014 年、25-60 頁。
 - 13 Minutes of Evidence Taken Before the Select Committee on Copyright of Designs, 1840 (以下 SCCD), QQ. 222-235., D. Greysmith, 'Patterns, Piracy and Protection', 1983, pp. 165-194.
 - 14 P. ディーン (石井摩耶子、宮川淑共訳)『イギリス産業革命分析』社会思想社、1973 年、116 頁。
 - 15 草光俊雄「機械化とデザイン」『技術と文明』8 (2)、1993 年、4-5 頁。
 - 16 松本康正「マンチェスタの都市成長」『社会経済史学』37 (5)、1972 年、43-66 頁。
 - 17 T. Kusamitsu, 'British Industrialization and Design before the Great Exhibition', *Textile History*, 12, 1981, pp. 77-95. 草光俊雄「何か目新しいものを送られたしーロンドン商人と英国北部の製造業者ー」『社会経済史学』54 (3)、1988 年、374-393 頁。ランカシャの綿工業に関する周辺都市別分業体制については以下のように説明された。「朝、リヴァプールから送られてくる注文は、昼にマンチェスタ取引所の商人たちによって論議され、夕方には周辺の製造業者に配分される。8 日以内にマンチェスタ、ボウルトン、オウルダム、アシュトンで紡がれた綿糸は、ボウルトン、スティリブリッジ、ストックポートの小屋で織られ、ブラックバーン、チョーリ、プレストンで染色・捺染が行われ、マンチェスタで仕上げられ、量られ、梱包される。」鉄道の発展により輸送費は軽減され、工業都市間の相互依存度は強くなっていた。L. Faucher, *Manchester in 1844: Its Present Condition and Future Prospects*, London: Cass, 1969[original 1844], pp. 15-16.

- 18 SCCD, QQ. 774-785, 4082.
- 19 Minutes of Evidence before Select Committee on Arts and Manufactures, 1835 (以下 SCAM), QQ. 415, 825., 拙稿「外国人がみたデザイン問題—1830年代の議会証言から—」『七隈史学』13号、2011年、123頁。
- 20 M. ドーントン「社会と経済活動」『オックスフォードブリテン諸島の歴史 9—19世紀』815年1901年度東京大学出版会 2009年 70頁
- 21 M. ドーントン「社会と経済活動」2009年、60-69頁。
- 22 拙稿「マンチェスタのキャリコ捺染業」2011年、43頁。
- 23 *Journals of House of Commons*, 95-96, 1840-1841.
- 24 SCCD, Q. 2297.
- 25 SCCD, Q. 3534.
- 26 SCCD, QQ. 390, 325-327, 653-655.
- 27 W. ベンヤミン (川村二郎訳)『複製技術時代の芸術』紀伊國屋書店、1965年。草光俊雄「何か目新しいものを送られたし」1988年、374-393頁。拙稿「マンチェスタのキャリコ捺染業」2011年、39-58頁。
- 28 SCAM, 1835, Q. 488., 拙稿「19世紀前半イギリスのデザイン問題」2009年、131-32頁。
- 29 *Hansard's Parliamentary Debates*, third series (以下 *Hansard*), 1840, vol. LI, pp.1262-64.
- 30 SCCD, Q. 25, Q. 38. 事務弁護士 G. ブレイスは法廷で争い、コピー商品の禁止命令をとるには平均 70 ポンドの費用がかかり、3 件の事例しか知らないと言証した。
- 31 調査委員会の設置は保守党党首ピールによって促された。*Hansard*, 1840, vol., LI, 1270-71.
- 32 SCCD, QQ. 133, 450-452.
- 33 SCCD, QQ. 324-328
- 34 Kusamitsu, 'British Industrialisation and Design 1830-1851', 1982, pp. 269-273.
- 35 SCCD, QQ. 1088-1089, 1109-1116, 1210.
- 36 SCCD, QQ. 215-216.
- 37 SCCD, QQ. 1421-1426.
- 38 SCCD, QQ. 329-338. () 内筆者
- 39 SCCD, QQ. 123-129.
- 40 SCCD, Q. 635.
- 41 SCCD, QQ. 109-110.
- 42 SCCD, Q. 369.
- 43 SCCD, QQ. 370-372.
- 44 SCCD, QQ. 411-412, 1421-1426.

- 45 SCCD, QQ. 425-432.
- 46 SCCD, QQ. 483, 652-653. J. トムスンもコピー業者の多くが図案家や手押し捺染作業員を必要としないことから雇用創出に貢献しない業者と訴えた。とりわけトムスンが非難的としたのがエインズワース商会で、商品の質は最下級、労働者は最低賃金、労働環境是最悪と伝えた。T. Kusamitsu, 'British Industrialisation and Design 1830-1851', 1982, pp. 238-239.
- 47 *Times*, March 2, 1841.() 内は筆者。
- 48 *Journals of House of Commons*, 95-96, 1840-1841.
- 49 SCCD, QQ. 3670-3672, 3680-3689.
- 50 SCCD, QQ. 970-977, 3918, 4145.
- 51 SCCD, QQ. 4521-4525.
- 52 SCCD, QQ. 783-785.
- 53 SCCD, QQ. 3680-3689.
- 54 鈴木木隆「産業革命期イギリス綿業における企業者活動ー戦略決定過程と単業型」『木論』7(6)、1977年、694-701頁
- 55 S. D. Chapman, 'Quality versus Quantity', 1985, p. 176.
- 56 S. D. Chapman, 'Quality versus Quantity', 1985, p. 181.
- 57 S. D. Chapman, 'Quality versus Quantity', 1985, p. 177.
- 58 SCCD, QQ. 3615-3618.
- 59 キャリコ捺染業者カーショウは「この国のデザインの芸術性を高めるのは、著作権法の拡張ではなく、法的規制のない開かれた競争・自由貿易によって達成される」と12ヶ月間の長期の保護を、一部の捺染業者による独占体制と非難した (SCCD, QQ. 3730-3737.)。また、ヴィクトリア朝時代の消費活動について述べた歴史家シーマンによると、当時の女性や労働者階級の人々には中古品を買う文化・貰い受ける文化・着回す文化が深く浸透し、必ずしも新品を身に着けるわけではなかったことが紹介されている。ここから民衆の多くがオリジナルな意匠で上質な綿布だけでなく、多少生地が粗くとも、低価格で購入しやすい綿布を購入していたことも推測できるだろう。L. C. B. シーマン (社本時子、三ツ星堅三訳)『ヴィクトリア時代のロンドン』創元社、1987年、88-90頁。
- 60 SCCD, QQ. 4033-4055.
- 61 SCCD, QQ. 721-724, 869-76, 3707-3729.
- 62 SCCD, QQ. 4536-4539, 4677-4573.
- 63 熊谷次郎『マンチェスター派経済思想史研究』日本経済評論社、1991年。
- 64 *Manchester Guardian*, Feb. 12, 1840.
- 65 SCCD, QQ. 4519-4527.
- 66 *Hansard*, 1841, vol. LVI, p. 494.
- 67 熊谷次郎『マンチェスター派』1991年、12-13頁。

- 68 *Hansard*, 1841, vol. LVI, pp. 495-496.
- 69 *Hansard*, 1841, vol. LVI, pp. 503-504.
- 70 *Hansard*, 1841, vol. LVI, p. 1285.
- 71 *Hansard*, 1841, vol. LVI, pp. 1287-1289.
- 72 *Hansard*, 1841, vol. LVI, pp. 1283-1284.
- 73 *Hansard*, 1841, vol. LVII, pp. 46-47., SCCD, Q. 62. において事務弁護士ブレイスもマンチェスタ周辺で著作権侵害行為が盛んに行われていると証言した。同時代人にはほとんど共通認識だったといえよう。
- 74 *Hansard*, 1841, vol. LVI, pp. 1291-1293.
- 75 *Hansard*, 1842, vol. LXI, pp. 667-684.
- 76 *Hansard*, 1842, vol. LXI, p. 684.
- 77 *Hansard*, 1842, vol. LX, p. 129.
- 78 *Hansard*, 1842, vol. LXI, pp. 686-689.
- 79 *Hansard*, 1842, vol. LXI, p. 691.
- 80 *Hansard*, 1842, vol. LXI, pp. 692-694., vol. LXV, pp. 968-970.
- 81 *Hansard*, 1842, vol. LXV, p. 970. 1842 年 8 月 2 日の庶民院審議では冒頭で 7 人が反対を表明し、そして 8 人目にバーマストン卿が延長反対を述べた。
- 82 *Hansard*, 1842, vol. LXV, pp. 970-971.
- 83 *Hansard*, 1842, vol. LXV, pp. 971-972.
- 84 *Hansard*, 1842, vol. LXV, p. 976.

